

令和5年6月吉日

立憲民主党 御中

一般社団法人日本若者協議会

学校も「こどもまんなか社会へ」

「学校における子どもの権利保障」に関する提言

2023年4月に「こども基本法」が施行されましたが、子どもの意見表明権を筆頭に、今の日本の学校では、子どもの権利が十分に守られているとは言えません。

例えば、校則や学校運営、授業方針に関して子どもの意見が聞かれない、部活動における体罰、子どもの自殺やいじめ、通学路の安全が確保されていない、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR、性と生殖に関する健康と権利）に関する教育やインクルーシブ教育が不十分、過度に競争的な教育システム（受験競争、内申点など）、余暇が少ない、子どもの意見表明を支援する者がいない、などが挙げられます。

日本若者協議会では、「こども基本法」施行後を見据え、2022年9月に当事者である児童生徒が中心となり、子どもの権利を尊重した学校とはどのような姿なのか、どのように教育を変えていくべきなのか、提言を作成するための検討会議である「学校における子どもの権利保障を考える検討会議」を設置しました。

検討会議には、小学生3名、中学生7名、高校生10名、大学生・大学院生4名の計24名が委員として議論に参加し、専門家・実践者へのヒアリングを行いました。また、教員の立場の意見も聞けるように、オブザーバーとして、中学校教諭、高校教諭の計2名にも参加してもらいました。

検討会議の議論内容を踏まえ、以下、(1)子どもの声が聴かれる学校へ、(2)子どもの主体性が尊重される学校へ、(3)子どもが自らの権利を知ることのできる学校へ、(4)子どもの安全を守る学校へ、(5)それらを実現するための環境整備の観点から提言します。

記

1. 子どもの声が聴かれる学校へ

生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要（改訂版）」では、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けることなどが新たに加えられ、学校現場でも児童生徒の声を聞こうとする教育行政の姿勢は以前より強くなっている。一方で、実際の学校現場では、生徒が校則の見直しを提案しても、合理的な理由なく、見直しが進まないことは珍しくない。

また諸外国では、校則に限らず、学校設備や授業方針、学校行事など、あらゆる点において、子どもの意見が尊重及び反映されている。

子どもの権利の最大の柱は「子どもの最善の利益」であるが、その「子どもの最善の利益」を見極めるためには、大人が推測して決めるのではなく、子ども自身の意見を聞くこと、「子どもの意見の尊重」が重要である。そして、本当に思っていることを引き出すためには、「本音」を言っても先生にマイナス評価を受けない、「この先生だったら意見を伝えられる」といった、児童生徒と教員との間に一定の信頼関係を作る必要がある。

そこで、日本の学校も「子どもの声が聴かれる学校へ」と変わるよう、以下の施策を求める。

1-1. 三者協議会（四者協議会）の設置（子どもの声を聞く仕組みづくり）

学校生活をより良いものにしようと、校則の見直しなどを生徒から提言しても、そもそもルールを変えるためのルールが決まっておらず、学校全体で議論する前に、特定の教員に合理的な理由なく拒まれることは珍しくない。

そのため、校長・教員・生徒（・保護者）代表で構成される三者協議会（四者協議会）を各学校で設置するよう求める。

諸外国の例を挙げると、ドイツでは生徒や保護者、教員の意見を広く聴く場として学校会議があり、学校会議を設置することが州毎に法令で定められている。

また、北欧であれば、大学においても、学生が大学の意思決定に関わっており、大学の方針などを決定する理事会に学生組合の席を設けている。これも同様に、法律で定めており

（「大学法」や「高等教育法」）、日本においても大学の意思決定に学生が参加できる仕組みを求める。

1-2. 「民主主義教育」を学校の最上位目標に

民主主義が広く浸透しているヨーロッパでは、教育の最大の目標として「民主主義の担い手の育成」を掲げており、全ての科目で民主主義について触れるだけでなく（知識面での民主主義教育）、学校自体を民主化し、民主主義を実践できる環境を整備している（民主主義の実践を通して民主主義を学ぶ）。

これは就学前教育から実践されており、スウェーデンの「就学前教育のナショナル・カリキュラム」には、「子どもが自らに関係するあらゆる決定に参加できるように」と記されている。実際、保育園では、遊びに行く公園や遊具を園児同士で話し合い、投票して決めるなどの取り組みを行っている。

他方、日本の学校は規律を守らせるための「管理教育」が根強く残っており、民主主義を学ぶ場になっていない。主権者教育も「公共」などの特定科目に限定されており、優先度は低い。しかし、民主主義国家である日本において、民主主義を維持・発展させることは最重要課題であり、「民主主義を学ぶこと」を学校の最上位目標に掲げることを求める。

1-3. 生徒が外部の専門家に直接相談できる仕組みづくり（生徒会支援やカウンセラーなど）

現状、生徒会は、特別活動に位置付けられているが、教員が多忙なため十分なサポートが受けられていないことに加え、生徒会の権限が弱い。また、生徒会が学校全体の運営に参加することはできず、一部の学校行事の運営に関わるのみである。そのため、部活動の外部指導員のように、先生と生徒の利害を調整したり、アドバイスをもらえる外部の専門家を設置することを求める。またスクールカウンセラーを毎日常駐させるなど、子どもたちが身近に相談できる（味方になってくれる）相手が学校にたくさんいると、「学校が楽しい、学校に行きたい」と思えるようになる。

なおスクールロイヤーは、学校が弁護士に相談する仕組みで、生徒が相談することができないという現状がある。

1-4. 成績付けや授業・教員評価への生徒参加

現状、成績付けが「不当」だと思っても、児童生徒が学校に異議申し立てをする仕組みがない。そのため、教員の顔色を過剰にうかがうなど、主体性が発揮しづらい環境になっている。例えばフランスでは、成績判定に生徒代表も参加する（学級評議会）。委員が通っていたスイスの学校では、プリフェクト（学級委員と風紀委員）が、学校での規則を学校の代表として守るほか、教員の採用にもかかわる。

1-5. 教育委員会での年齢要件の撤廃

現状、教育委員会の委員になるための要件の一つに、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」が入っている。そのため、教育行政に当事者である子どもの声が入りづらい環境となっている。ヨーロッパを見れば、高校生が教育委員会や有識者会議の委員になることも珍しくない。そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）を改正し、被選挙権の要件を外すことを求める。

1-6. 国内人権機関の設置

子どもの権利をはじめ、人権侵害があった時に、人権を擁護できるよう、パリ原則（国連・国内人権機関の地位に関する原則）では、各国に対し、原則に沿った国内人権機関の設置・運営を求めている（すでに世界では約120カ国が設置）。しかし日本では、この国内人権機関が設置されていないために、理不尽な校則（ブラック校則）などによって人権が侵害されても、是正することが容易ではない。こども基本法の実効性を高めるためにも、国内人権機関の設置を求める。

1-7. 個人通報制度の導入

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」では、「通報制度を規定する選択議定書」で、個人通報制度について定めている。これによって、人権侵害を受けた個人かその代理人が、国連の条約機関に通報し、仮に人権侵害が認められれば、政府に対して是正と救済を求

める勧告を出すことができる。しかし、日本は個人通報制度に参加していないため、人権侵害があっても、是正・救済を求めにくい環境になっている。

2. 子どもの主体性が尊重される学校へ

子どもの自殺や、不登校（登校拒否）の児童生徒数が過去最多になっているように、子どもたちにとって、学校が行きたい場所、居心地の良い場所になっていない。その大きな背景の一つは、社会が多様になってきているにもかかわらず、いまだに学校はルールが厳しく、学ぶペースも一律になっていたり、主体性が認められる環境ではないからである。

また、中学受験に向けて、小学校の頃から、夜遅くまで塾に通うなど、競争的な教育環境によって、子どもに過度なプレッシャーや時間的余裕のなさを与えており、早急に改善が必要である。そのため、過度に競争的な教育環境の是正や、「子どもの主体性が尊重される学校の実現」に向けて、以下の施策を求める。

2-1. 内申書の廃止（序列化する評定・数値化の廃止）

中村高康・東京大学教授らが行った調査（2020年3月、各都道府県の高校生男女計約3000人を対象に実施）によると、中学3年生の約8割が内申書（調査書）を意識して学校生活を送っている。内申書を意識した行動としては、64.9%が「校則を守った」、50.2%が「部活動に積極的に取り組んだ」と答えている。また、生徒会役員に立候補した生徒のうち、内申書を意識して立候補した生徒の割合は73.3%に上り、部活動の部長・副部長も76.4%が内申書を意識して立候補していた。さらに、「先生に反発しないようにした」という生徒の割合も49.6%に達し、「先生から『内申書に書くぞ』といわれた」と答えた生徒が15.5%と、教員側も内申書を“利用”していることがわかっている。

このように生徒たちは、常に他者の目線（評価）を気にした学校生活を送らざるを得ない状況となっており、それが息苦しさにつながったり、自己肯定感の低さを生み出している。

「学校では、テストの成績や課題、ボランティア活動など、学校推薦や内申点ばかりを気にした学校生活になっている。結果的に、生徒同士で足の引っ張り合い、いじめ、生徒同士の優劣が生まれている。先生も学力が優秀な生徒を評価しがち」

「先生や規則に従うのは一見すると楽だけど、従うことに慣れ、自分の考えを持つことや、疑問に思う人が少ない。生徒が発言せず、先生になんでも従っている。先生は生徒の意見を反抗的だと評価する。生徒も先生の意見が一番だと思っている」（委員）

実際、諸外国では中学校まで、成績の数値化や順位付けをしないなど、子ども一人ひとりの個性や可能性を大事にしている。

もちろん、都度進捗などを評価することは重要だが、学校内などで序列化して成績をつける「評定」は悪影響が大きく、廃止すべきである。

現状、学校教育法施行規則によって、高校入試で、学力試験と内申書を使用することが原則とされており、これを廃止することを求める。

2-2. 全国学力テストの見直し（全員参加方式（悉皆式）ではなく、抽出式に）

毎年、全国の小学6年生と中学3年生を対象にした国の全国学力テストが行われているが、過度に事前対策をしている自治体が存在するなど、自治体間の競争をあおっている。

一斉・一方向教育から、個別・双方向の学びへと大きく転換しているなかで、幼少期から同一基準で序列化する学力テストの弊害は大きい。そこに「子どもの最善の利益」がないことは明らかである。

「学力世界一」とも言われるフィンランドでも学力実態調査は行われているが、5%の学校を抽出して調査を実施している。さらに、調査の結果、問題があると見られる学校には、教員をさらに手厚く配置するなど、教育条件を改善するために活用している。

2-3. 大学入試における共通テストの廃止

大学とは本来それぞれに特色があり、自分が研究したいテーマに基づき入学するものだが、日本では、偏差値という画一的な基準が、大学選定の大きな判断軸になっている。自分の興

味関心よりも、社会的に定められた（他者が決めた）偏差値に沿って入学するために、大学入学後もしくは就職後でも、「やりたいことがわからない」という人は珍しくない。

さらに、大学の序列化によって、受験競争が過熱し、多感な時期である10代の多くを受験勉強に費やす結果となっている。

そのため、こうした弊害を生み出している大学入試の共通テストは廃止すべきである。

2-4. 探求学習/対話型授業の増加&個別時間割&複数学年制に

子どもが自身の意見を考えたり&表現する、お互いの考えを尊重したり合意形成をするスキルを高めるために、探求学習や対話型授業の割合をもっと増やしてもらいたい。一斉・一方向教育から、個別・双方向の学びへと転換していくためには、一斉授業、固定時間割をなるべく減らしていくことが望ましい。

またより個性を尊重し、他者と協働する機会を増やすために、複数学年制を導入し、外部人材を含め、学校が様々な人たちと交わる場になるように転換していくべきである（参考例：イエナプラン教育）。その際、現状学年ごとに定められている学習指導要領を卒業時点での水準に変えるなどの変更が求められる。

自殺の少ない地域の研究（※）によると、その特徴として「人間関係は緊密ではないが、人間関係の数が多い」がある。つまり多様な人と触れ合う機会が重要になっている。しかし現状の日本の学校は、あまりに画一的であり、多様性からはかけ離れている。人間関係が緊密で少ないと、違う意見があるとそれが目立ち、意見が異なるとその意見は排除されやすくなる（いじめにも繋がりやすい）。そのため、複数学年制の導入や、社会との繋がりを強化していくことは、自殺やいじめ対策にも繋がる。

※5つの「自殺予防因子」=①異質な要素を受け入れ、多様性を重視する、②人物の評価は多角的に、長期に行う、③有能感・自己信頼感を醸成する、④問題は早期に開示させ、早期に介入する、⑤緊密すぎない、ゆるやかなつながりを維持する（岡 檀）

2-5. 標準授業時数の削減

「学力」だけでなく、他者との協働や社会のリアルを知るためには、学校内だけでなく、学校外での学びも重要である。また教員の長時間労働是正の観点からも、標準授業時数を減らし、余暇を生み出すことは、児童生徒、教員双方にとって、メリットが大きい。

2-6. 高校の義務教育化（高校の受験を廃止）

現状、ほとんど全ての子ども（95%以上）が高校に進学しており、実質的には高校まで義務教育になっているが、制度上は義務教育が中学校までになっていることで、様々な弊害が生まれている。

まず高校受験が存在するため、中学校段階で、評定や調査書が必要になり（そのためのテストや宿題も）、競争を生み出している。他方、障がいのある生徒が公立高校を受験し、志願者数が定員に満たないのに不合格となる「定員内不合格」を生み出すなど、学ぶ権利を阻害している。教科書も購入費がかかる。

逆に、高校が義務教育化されれば、高校受験をする必要がなくなり、受験のためではなく、より主体的な学びを実現することができる。

フィンランドでも、さらなる教育の平等や高スキル人材の育成のため、2021年8月から義務教育期間が高校まで延ばされている。

今や学校単位の高校入試を行っている国は日本ぐらいである。

2-7. 「自己決定」を尊重した校則や学校生活、インクルーシブ教育

主体的な人間になるためには、単に言われたことを守るのではなく、自分の頭で考え決定していく、「自己決定」の機会が重要となる（子どもを信頼して任せる）。しかし現状は、服装や髪型、行動までもが、学校に決められており、主体的に考え、「自己決定」する余地が少ない。さらに、固定時間割など、様々なものが一斉・一律になっており、多方向・複線型の生き方、学び方へとシフトしていくべきである。「〇〇しない」という、行動を制限するルールばかりを定めると、減点評価ばかりになり、自己肯定感を下げ、積極的に行動・思考しなくなる。

またこれだけ時代の変化が早くなると、問題が起こらないように見守るための組織（監視や管理が強くルールも多い）よりも、問題があることを前提に問題があったときに動く組織

(機動力を高くするためにルールを少なくする)の方が現代に合っている、課題解決に繋がりがやすいのは明らかである。

また、障がいを抱えた子どもや日本語を母国語としない子どもが、不本意に特別支援学級に通っているケースも珍しくない。そのため、障害児を含めた全ての子どもが普通学級でも学べるように、人員体制や指導方法の見直しなどを進めていくべきである(インクルーシブ教育の実現)。

※今の普通学級を何も変えないまま、障害児を普通学級に入れることは、インクルーシブ教育ではなく統合教育という。

3. 子どもが自らの権利を知ることのできる学校へ

子どもの権利をはじめ、様々な人権を保障するためには、当然、権利の内容を知っておく必要がある。しかし日本の学校では、人権教育など、権利に関する教育が全く不十分であり、「わがままになる」などといった誤解も広がっている。そのため、「民主主義教育」と同様に、優先順位を大きく上げる必要がある。それが結果的に、一人ひとりが行きやすい社会を構築することに繋がる。

3-1. 子どもの権利

日本財団が全国の10~18歳の男女1万人を対象に実施した「子ども1万人意識調査」の結果によると、「こども基本法を知っているか」という質問に対し、10~18歳の61.5%が「聞いたことがない」と回答。「詳しく知っている・知っている」は8.8%だけで、当事者である子どもたちに普及啓発ができていない。

また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2022年3月に実施したインターネット調査「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」によると、子どもの権利について「内容までよく知っている」教員は、約5人に1人(21.6%)、「全く知らない」、「名前だけ知っている」教員は、あわせて3割にのぼる(30.0%)ことも明らかになっている。

3-2. 包括的性教育の実施（歯止め規定の撤廃）

若年層の人工妊娠中絶の増加や梅毒をはじめとした性感染症の蔓延、性犯罪・性暴力対策として始まった「生命（いのち）の安全教育」が本格的に始まっている。ただ、ユネスコが定める『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、人権や自己決定、多様な性や家族といったより包括的な性教育が求められている。

現在、学習指導要領には、「妊娠の経過については取り扱わない」とする歯止め規定が存在する。2000年代にはそれまで行われてきた性教育の実践に対して、国会議員や地方議員が圧力をかけるなど、教育現場を委縮させる動きがあった。児童生徒に必要な教育を提供するために、現状、バッシングの根拠となっている歯止め規定を撤廃していただきたい。

3-3. 人権教育の強化（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の改正）

国連人権高等弁務官事務所によると、人権とは「生まれてきた人間すべてに対して、その人が能力を発揮できるように、政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権。人権は誰にでもある。」と定義されている。

つまり、人権とは親切や思いやりによって実現するものではなく、政府が人権を保障する義務を負っている。だからこそ、ヨーロッパの人権教育では、権利の内容だけでなく、その権利を主張するための手段、デモやロビイングなどを学んでいる。

しかし、日本の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とであると定義されている。これは、国連の定義と見比べれば明らかのように、思いやりや優しさなどの精神面が強調されており、道徳教育と似通っているものとなっている。そのため、国連の定義に合わせたものに改正した上で、人権教育を強化することを求める。

4. 子どもの安全を守る学校へ

いじめや自殺、部活動での体罰・行き過ぎた指導など、現状の学校は、子どもが安全に暮らせる環境とは言い難い状況である。そのため、子どもが安心して暮らせるように、以下の施策を求める。

4-1. いじめ対策の強化（子どもの声を尊重・傍観者教育・外部調査）

学校でのいじめ件数（問題行動）は増加傾向にあり、特に重大事態の件数が増加している。委員の体験談としても、いじめを受けて、先生に頼ったが、学校いじめ防止基本方針を全く読むこともなく、いじめが悪化した、さらにいじめられた側が悪いという発言を保護者に行ったりしたという。

学校や教育委員会だけでなく、行政も「介入」できるよう、大阪府寝屋川市の「監察課」のように、いじめの初期段階から外部から調査・要請・勧告を行える仕組みを整えるべきである。もちろんその際は、子どもの意思を最大限尊重する。

また、欧米で成功しているいじめ予防プログラムの多くは「傍観者教育」であり、生徒同士で解決できるよう、日頃からいじめに関する正しい知識や行動を教えることも必要である。その上で、いじめの件数で評価すると、隠すインセンティブが働くため、どう対応したかで加点評価する方法もあり得るのではないだろうか。

4-2. 子ども中心のスポーツシステムに（子どもの最善の利益）

部活動をはじめ、子どもにまつわるスポーツ環境が勝利至上主義になってしまっていることは広く指摘されているところである。現在、徐々に部活動の地域移行が進められているが、その問題を改善しなければ、子どもが安心してスポーツを楽しむことができない。

子どもの権利条約第31条には、その年齢に適した遊びやレクリエーション活動に参加する権利、休息及び余暇の権利が明記されているが、部活動も勝利至上主義になってしまっており、子どもの意思が尊重されることは少なく、能力主義のもと子どもが序列化されている。そのため、中学校までの全国大会やトーナメント形式の大会を極力減らした上で、部活動は原則子どもたちが主体的に運営するサークル活動のようなものに移行させる（プロを目指すレベルの活動は民間クラブに任せる）。

また、無犯罪証明書を発行する「日本版DBS」の対象に、地域の部活動支援員・スポーツクラブのコーチなどを含め、ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」やイギリスのチ

チャイルド・プロテクションのような、スポーツにおける子どもの権利宣言や子どもの権利尊重原則を取り入れた競技団体ごとの独自のガイドラインや行動指針の策定を求める。

さらに部活動を過熱させる一因として、学習指導要領に部活動の規定が盛り込まれており、推薦などに活用されている現状がある。そのため、次期学習指導要領の改訂で、部活動の規定を削除し、学校教育から社会教育へと移行させるべきである。

※「子ども中心のスポーツシステム」（国連人権高等弁務官事務所Paulo Davidが提唱）

①公平・非差別・公正、②子どもの最善の利益：子どもを第一に、③子どもの能力を発達させること、④協議、子どもの意見、情報に基づく参加、⑤適切な指示とガイダンス、⑥相互の尊重、支援及び責任、⑧健康に関する高度な達成水準（休息をする権利を含む）によって、「子ども中心のスポーツシステム」が構築される。

4-3. 通学路の安全確保（歩行者を優先したまちづくり設計に）

歩行中の交通事故死傷者数は7歳（小学1年生～2年生）が最も多く、「魔の7歳」とも言われる。現状の通学路について、危ない場所を子どもと一緒に点検するだけでなく、通学路は車が通行できないもしくは制限速度を10km/h以下に規制するなど、根本的に歩行者を優先したまちづくりに大きく転換していくことを求める（参考事例：バルセロナ・スーパーブロック）。

4-4. 生理休暇（ヘルス休暇）の導入

日本若者協議会と#みんなの生理がアンケートしたところ、回答者300人のうち、92.7%が、生理によって、学校・授業もしくは部活・体育など運動を含む活動を休みたいと思ったことがあると回答した。その理由としては、「おなかや頭が痛い」、「経血の量が多い」、「ぼーっとする、集中できない」の順に挙げられた。

一方、生理によって、学校や授業、部活・体育を休みたいと思った人のうち、68.3%は休むのを我慢していると回答。休めなかった理由としては、「成績や内申点に悪影響が出ると思った」、「生理を理由に休んでいいと思わなかった」が多く挙げられた。このように、身

体的に女性であることが理由で体調不良になっても、学業（内申点）への心配から無理して学校に通っている現状がある。

台湾では会社と同様に、小学校・中学校・高校・大学でも生理休暇が導入されており、月1回の生理休暇が可能になっている。アメリカの各州では、「メンタルヘルス休暇」の導入が進められており、精神的・身体的な健康に関わる理由で、生徒の学校欠席を許可する法案が可決されている。日本でも同様に、生理休暇を学校で導入することを検討することを求める。また、企業の「生理休暇制度」は利用率が低いことから、制度を作る際は、当事者である児童生徒の声を踏まえて、より活用しやすい制度にすることを求めたい（名称を「ヘルス休暇」にして、男女誰もが使えるようにするなど）。

5. 実現するための環境整備

これまで提言してきた施策を実現するには、現状の教育体制では難しいものも多く、きちんと公教育に十分な予算を割くことが求められる。

また教員養成課程の見直しなど、「教師像」も大きく転換していく必要がある。

5-1. 少人数学級（25人学級）の早期実現

一斉・一方向教育から、個別・双方向の学びへと転換していくためには、それに合った教育体制が必要であり、教職数の増加、少人数学級の実現は欠かせない。逆にこれまでが、本来割くべき人員を割いてこなかったために、時代に合った教育を実現できていなかったと言える。

5-2. 公立学校の質的改善（教職定員数の大幅増）

現状、公立学校の質が下がり、私立学校に行く生徒が増える一方となっている。私立学校に行くため、小学校から夜遅くまで塾に通う子どもも珍しくない。学校に入ってから、大学受験のため塾などで忙しく、お金もかかっている。

しかし本来は、塾に通う必要がないほど、公教育の質が高く、教員の質も高くあるべきである。実際、世界を見渡せば、塾がある方が珍しい。

公立学校の質を改善するためには、教員の労働環境の改善、専門スタッフを含む教員数の増加が欠かせない。

5-3. 学校図書館の充実

共同通信の調査により、図書室を設置せず、資料の整備も不十分な学校が複数あることが明らかになった。実際、委員の学校では蔵書数が少なく、数十年前の本が普通にあったり、学級本が絵本ばかりで質が低くなっている。

5-4. 教職課程の見直し

教員の多忙化を背景に、教員志望学生の数が減っているが、教員養成課程にも問題点は多い。まず、教職を取るハードルが高い。出欠管理が厳しく、授業の負担や単位上限により取りたい授業が取れない。また子どもの権利について学ばず、実践的で具体的な学びが少ないなど、内容面にも課題は多い。そのため、オンライン授業の活用や、授業内容の見直しを求める。

5-5. 私立幼稚園や私立学校への監査、第三者評価の仕組み導入

事故やブラック校則など、子どもの人権侵害に対して、公立学校は比較的教育委員会などから介入がしやすいが、私立学校は放置されがちである。結果的に、学校間の差が大きく、子どもが声を挙げて、聞き入れられないことも多い。しかし、私立学校とはいえ、公教育の一環であることには変わりない。そのため、私立幼稚園や私立学校にも、監査、第三者評価の仕組みを導入することを求める。

5-6. 学校教育の諸指針をまとめたデジタルダッシュボードの作成

授業・行事（学習指導要領）、校則（生徒指導提要改訂版）、部活動（ガイドライン）など、政府の個々の指針を読めば、生徒中心の学校に移り変わろうとしていることがわかる。一方、指針やガイドラインが多く、多忙な現場の教員に十分に浸透していない。

そのため、文部科学省として考える指針を集約し、わかりやすく視覚化したページを作成する。ゆくゆくは、各都道府県・市区町村、学校の指針も結びつけて見られるとなお良い。

5-7. 給食費の無償化&備品（絵の具や習字など）の貸し出し

家庭が1年間に負担している子ども1人あたりの給食費は、公立小学校で3.9万円/年、中学校で3.7万円/年で、小中学校を通して必要となる費用は34.7万円にもなる。徐々に給食無償化を実施する地方自治体が増えてきたが、約7割の自治体では無償化が進んでいない。授業料や教科書と同じく義務教育に関わる費用として給食費を無償化することによって、すべての小中学校に通う子どもの家庭の経済的負担を軽減することができ、子ども自身も安心して栄養バランスのとれた食事を取ることができる。

また、日本の学校では授業で使う備品（絵の具や習字など）を各家庭で購入していることが多いが、義務教育である上に、何度も買いなおす必要がないものもあるため、授業で使うものは原則学校側で用意すべきではないだろうか。児童生徒が忘れた場合に貸し出しがなく、困る場合もある。

5-8. 高等教育の無償化

子どもの権利の観点から考えれば、誰もが質の高い教育を受けられるようになることが望ましい。また社会人になっても学びやすい環境を整備するためには、高等教育は完全に無償化されることが望ましい。

5-9. 有識者会議に子どもの権利の専門家や現役教員の参加

以上提言してきたように、これまで日本の教育は、管理者（学校）や国の観点から議論され、子どもの権利保障の観点からあまり議論されてこなかったため、「子どもの最善の利益」や「子どもの意見表明権」などが十分に守られていない。そのため、政府の有識者会議（中教審など）に子どもの権利の専門家を加えた上で、子どもの権利保障の観点から学校のあり方を見直すことを求める。

また、学校に求められる教育内容の質・量が増える一方で、十分なリソースは提供されていない。そのため、着実に現場で実施できるよう、現役の教員も議論に参加できるようにすべきである（委員としての参加や、オンラインプラットフォームを活用した意見集約など）。

学校における子どもの権利保障を考える検討会議

「こども基本法」施行後を見据え、当事者である児童生徒が中心となり、子どもの権利を尊重した学校とはどのような姿なのか、どのように教育を変えていくべきなのか、提言を作成するための検討会議を設置。

委員－小学生3名、中学生7名、高校生10名、大学生・大学院生4名（計24名）

オブザーバー－中学校教諭1名、高校教諭1名。事務局は日本若者協議会。

検討会議 開催経緯（主なテーマ、講師） （敬称略）

第一回（2022年9月25日）

検討会議の方向性について

各委員問題意識共有

第二回（2022年10月25日）

子どもの権利保障から見たいじめ対策の現状と課題

講師：野村 武司（東京経済大学現代法学部教授、弁護士、子どもの権利条約総合研究所副代表）

第三回（2022年11月12日）

・子どもの権利保障の観点から見た部活動、スポーツの現状、日本スポーツ法学会「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」の紹介

講師：森 克己（鹿屋体育大学教授）

・インクルーシブ教育とは、日本のインクルーシブ教育の現状（当事者として感じていること、国連の障害者権利委員会から出された日本政府への勧告等）

講師：川端 舞（つくば自立生活センターほにゃら/東京インクルーシブ教育プロジェクト運営委員）

第四回（2022年11月13日）

学びの権利保障の観点から見た日本の現状、ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムなど）から子どもを解放するために必要なこと

講師：池田 賢市（中央大学教授）

第五回（2022年12月1日）

イエナプランとは？「子ども主体」や「異年齢」、「対話」など、子どもの自律と共生を重視した大日向小学校・中学校の取り組みのご紹介

講師：長沼 豊（大日向中学校校長）

第六回（2022年12月26日）

各委員による提言案発表

第七回（2022年12月28日）

各委員による提言案発表

学校における子どもの権利保障を考える検討会議メンバー（敬称略、順不同）

所属先は2023年3月時点

荒川 陸 栄東高等学校1年

有田 マナ K.インターナショナルスクール東京 中学1年

岩田 龍樹 品川区立荏原第六中学校1年

宇恵野 珠美 中央大学2年

内山 紗緒里 私立大学大学院 修士1年

川満 理真 私立小学校5年

熊澤 匠 町田市立薬師中学校3年

栞原 奨悟 公立中学校3年

郡司 日奈乃 千葉大学大学院 修士2年

小宮山 莉子 洗足学園高等学校1年

芝田 景 私立高校2年

大地 優香 茨城県立土浦第二高等学校3年

富沢 里綸那 世田谷区立駒沢中学校1年

中村 咲輝 AICJ中学校2年

野澤 沙奈 公立高校1年

林 稜仁 東京都立清瀬高等学校1年

福岡 さくら 公立高校1年

藤田 彩乃 公立高校3年

矢澤 凜 公立小学校4年

山内 彩 東京学芸大学附属国際中等教育学校・高校2年

山田 遥斗 サニーサイドインターナショナルスクール小学部6年

横地 浩聡 公立中学校1年

匿名希望 私立高校2年

匿名希望 私立大学1年

(計24名)

オブザーバー

澤邊 将信 公立中学校教諭

濱野 優貴 公立高校教諭

事務局 日本若者協議会

以上